

令和6年4月22日修正



SDGs未来市
こまぎ

<令和7年度整備>

**小牧市民間認可保育所設置運営事業者
募集要項（間々原新田地内）**

※令和6年4月22日修正

【開所：令和8年4月1日】

小牧市こども未来部 幼児教育・保育課

目次

1. 募集の趣旨	- 1 -
2. 募集内容	- 1 -
3. 応募資格・条件	- 2 -
4. 保育事業等の概要	- 2 -
5. 土地使用貸借の条件	- 4 -
6. 保育所整備にかかる補助金等	- 5 -
7. 審査・選定の方法	- 5 -
8. 応募手続き等	- 7 -
9. 留意事項	- 9 -
10. 問合せ先	- 9 -

1. 募集の趣旨

小牧市は、令和5年4月から0歳児クラス、1歳児クラス及び2歳児クラスのこどもの保育料を無償化し、認可保育施設に通う全てのこどもの保育料を、所得や出生順位に関わらず無償にしました。このため、本市における保育需要は増加していますが、その受け皿は不足している状況です。

今後も保育需要は増加する見込みであり、その受け皿を確保することが急務であることから、市が所有する間々原新田地内の土地に自ら保育所を整備・運営する事業者を募集します。

2. 募集内容

(1) 募集する施設類型と施設数

施設類型：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第8項の規定に基づく愛知県の認可を得て設置するものに限る。）

施設数：1施設

(2) 設置場所

市が所有する次の物件を無償貸与します。なお、地質調査は実施していないため、必要な場合は事業者において実施してください。

- 所在地 小牧市大字間々原新田字宮西630番地の一部（別紙1参照）
- 敷地面積 約2,690㎡
- 用途地域 準工業地域
- 建ぺい率 60%
- 容積率 200%
- 防火地域等 指定なし（建築基準法第22条指定区域）

(3) 建物

上記土地に事業者が保育所を整備するものとします。

なお、駐車場については、原則、別紙1中①に示す位置に整備するものとし、保育園運営に支障のない範囲で、地元区（間々原区）の住民等が②の会館及び③の広場を使用する際に駐車できるようにするものとします。

(4) 開園予定日

令和8年4月1日

3. 応募資格・条件

保育事業に熱意と理解を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有するとともに、保育所を利用する保護者や地域の方々と信頼関係が築ける事業者を募集します。なお、事業者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 児童福祉法等の関係法令を遵守しつつ、本市の保育行政を十分に理解し、積極的に協力すること。
- (2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉法人であって、現に認可保育所または認定こども園を運営していること。
- (3) 児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げられた基準に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 小牧市暴力団排除条例（平成 24 年小牧市条例第 16 号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と関係を有しないこと。
- (7) 応募時点において、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (8) 直近に実施された保育に関する所管庁の指導監査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けた場合であっても適正な改善報告がなされており、かつ、今後適正に施設運営がなされると認められる場合を除くものとする。

4. 保育事業等の概要

保育所の設置・運営にあたっては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」、「保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）」、「小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小牧市条例第 31 号）」及び「小牧市小学校就学前子どもの区分に係る認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認の申請等に関する規則（平成 27 年小牧市規則第 13 号）」等の関係法令を遵守するものとします。

(1) 保育事業の概要

事業者を求める保育事業の概要は次表の内容を基本としますが、延長保育の実施時間を延長する等、次表の内容を事業者が独自に拡充して提

案することも可能です。この場合、提出書類「新設保育所の運営計画（様式4）」の（8）法人の独自提案等に拡充する内容を記載してください。

次表の保育所の運営費用については、国が定める公定価格に基づき、本市から委託費を支払います。また、保育内容の充実を図る事業等に対し、小牧市私立保育所等運営費補助金（以下「運営費補助金」という。）を交付します。

項目	内容
定員	100 ～ 120 人程度
年齢構成	0 歳児（生後 57 日目～）から 5 歳児とし、各年齢の定員を設定する。
開所日	原則、12 月 29 日から 1 月 3 日以外は開所する。
保育時間（通常）	標準：7 時 30 分から 18 時 30 分 短時間：8 時 30 分から 16 時 30 分
職員配置基準	0 歳児 3：1、 <u>1 歳児^{※1} 5：1</u> 、2 歳児 6：1、 <u>3 歳児^{※2} 15：1</u> 、 <u>4・5 歳児^{※2} 25：1</u> ※1 小牧市私立保育所等運営費補助金（1 歳児保育事業）を支給します。 ※2 委託費の配置改善加算が適用されます。
給食	自園調理とする。（調理業務の外部委託可）
障がい児等保育	本市の受け入れ体制に準じて実施する。
延長保育（月曜～土曜）	7 時から 7 時 30 分、18 時 30 分から 19 時まで実施する。
休日保育（日曜・祝日）	8 時 30 分から 16 時 30 分まで実施する。 ※市内保育施設在園児を対象
一時保育（休日、祝日、年末年始を除く）	8 時 30 分から 16 時 30 分まで実施する。 ※市内在住の未就園児を対象
地域活動事業	園庭開放、高齢者等の多様な世代との交流、地域における異年齢児との交流等を行う。
第三者評価	概ね 5 年に 1 度、福祉サービス第三者評価を受審する。
おむつの園内処分	使用済みおむつの園内処分を実施する。
非常災害時の対応	休園等の判断は市立保育園の対応に準ずる。

(2) 保育所の整備

保育所は「2. 募集内容 (2)設置場所」に記載する土地に事業者が自ら整備するものとし、概要は次のとおりとします。

- ア 原則、令和7年度中に保育所整備に着手し、各種完了検査を経て検査済証の交付受け、令和8年4月1日に開所できるようにすること。
- イ 配置計画（園舎・園庭・駐車場等）は、こどもの健全育成・安全面、保育士等の働きやすさ、こどもと保護者の動線等に配慮すること。
- ウ 保育室等の有効面積は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定する面積以上を確保すること。
- エ 敷地内に10台以上の送迎用駐車場を設けること。なお、駐車場への入出庫については、周辺の交通量を把握した上で、できる限り道路交通に支障が生じない交通ルートを設定すること。
- オ 電子鍵や防犯カメラ等の設置を積極的に検討すること。
- カ 近隣の住宅等に配慮し、防音対策（屋内・屋外）について十分に検討すること。

5. 土地使用貸借の条件

- (1) 土地の貸付けは、「小牧市財産の交換、譲渡、無償貸付け等に関する条例（昭和39年小牧市条例第15号）」及び「小牧市財産管理規則（昭和39年小牧市規則第12号）」の規定により行うものとし、本市と事業者において土地使用貸借契約書を締結するものとし、
- (2) 土地の貸付料は無償とし、貸付期間は令和7年6月（予定）から30年間とする。ただし、当該地域の保育需要等を勘案し、本市と事業者が協議した上で更新できるものとし、
- (3) 本市は土地の貸付けに次の条件を付すものとし、事業者はこれを遵守しなければならないものとし、
 - ア 第三者へ転貸しないこと。
 - イ 保育所の設置・運営以外の目的に使用しないこと。
 - ウ 現状での引き渡しとすること。
 - エ 適正に維持管理し、その費用（第三者に損害を与えた場合の賠償費用等を含む）を負担すること。
 - オ 土地に対する抵当権等の権利の設定は認めないこと。
 - カ 事業者が整備した建物に抵当権等の権利を設定する場合は、あらかじめ市の承諾を得ること。
 - キ 貸付期間が満了したときは、速やかに原状回復を行い、土地を明け渡すこと。

6. 保育所整備にかかる補助金等

保育所の整備に要する費用の一部は、こども家庭庁所管の「就学前教育・保育施設整備交付金」（以下、「交付金」という。）を活用し、本市の小牧市保育所施設整備費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助します。なお、次の点に留意するものとします。

- (1) 本補助は、国及び市の予算成立が前提になること。
- (2) 本補助に係る補助基準額の概算は下表のとおり。なお、実際の補助基準額等については、国及び市の予算成立の状況や整備内容等によって変動する場合があること。

（単位：千円）

内容	補助基準額	補助率	補助金額
本体工事費(都市部, 定員 120 名)	345,738	3/4	259,300
特殊付帯工事	319,814		239,860
設計料加算、開設準備費加算			

- (3) 交付金の活用にあたり、応募法人から提出された資料を基に本市が国と事前協議等を行うため、必要な書類作成等に協力すること。
- (4) 国の交付金制度の変更等に伴い、補助予定額や対象経費が変更となる可能性がある。また、昨今の建設資材・人件費の高騰を考慮し、余裕を持った資金計画を立案すること。
- (5) 国の交付金の内示前に締結された契約は、本補助の対象外になるため注意すること。

7. 審査・選定の方法

- (1) 審査スケジュール

審査スケジュールは下表のとおりです。

項目	日程
募集要項の公表	令和6年3月11日(月)
質問の受付 ※原則、電子メールで受付	令和6年3月25日(月)から4月12日(金) 午後5時まで
質問の回答	令和6年4月22日(月) ※市ホームページで公表
書類提出の期限	令和6年3月18日(月)から6月14日(金) 午後4時まで
第1次審査(書類選考)	令和6年7月上旬

※応募3者以下は省略	
第1次審査の結果公表	令和6年7月中旬 ※文書、市ホームページで公表
第2次審査（既存園の現地視察、プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年8月上旬～令和6年9月中旬
第2次審査の結果公表	令和6年9月下旬 ※文書、市ホームページで公表
各種調整・協議	令和6年10月～令和7年1月 ・保育所整備のスケジュール、配置計画、補助金申請等の調整 ・区長への説明、近隣住民説明会
交付金の協議・申請・決定	令和7年2月～令和7年4月
保育所認可の事前承認申請	工事着工の3か月前までに申請書を提出
保育所の整備	令和7年4月～ ※実施設計業務、工事請負契約は交付金の内示後に締結 ※工事請負業者は一般競争入札（市が行う契約手続の取扱いに準拠）に付して決定 ※工事着工前に近隣住民説明会を検討
保育所の開園	令和8年4月1日

(2) 審査方法等

有識者等で構成する小牧市民間認可保育所設置運営事業者選定員（以下「委員会」という。）において、第1次審査及び第2次審査を実施し、最適者を選定します。ただし、第2次審査にける得点が全体配点の6割未満の事業者については選定しないものとします。

第1次審査及び第2次審査それぞれの選定結果は、速やかに事業者へ通知するとともに、市ホームページで公表します。

ア 第1次審査（書類選考）

応募が4者以上あった場合、審査基準に基づき書類選考を行い、第2次審査の対象者を3者選定します。

イ 第2次審査（既存園の現地視察、プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査を通過した事業者を対象に、既存園の現地視察、提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査基準に基づき審査を行います。

- ▶ 日時等 令和6年8月上旬～令和6年9月中旬
※時間・場所等は第2次審査対象者に通知します。
- ▶ 出席者 5人以内（責任者、施設長予定者、設計担当等）
- ▶ 内容 プレゼンテーション10分、ヒアリング30分

(3) 評価項目

項目	評価内容	配点	
		1次	2次
法人の組織体制等	応募の動機、運営理念、保育所等の運営実績、経営基盤、資金計画等	25	25
保育計画等	保育方針、特別な配慮が必要なこどもの受け入れ及び多様な保育ニーズへの対応、安全・衛生管理、保護者や地域との関わり、法人の独自提案等について、こどもの視点に立ち、保育の質の向上に寄与する内容であるか。	75	75
施設整備計画	こどもの安全性・快適性、こどもや保護者の歩行動線・車両動線等に配慮した配置計画であるか。	—	40
職員配置計画等	施設長予定者の経験・実績、職員の採用・安定雇用・職員研修等の計画について、保育の質の確保に寄与する内容であるか。	—	40
危機管理能力	こどもの命や人権侵害にかかわる重大事故等（虐待等、虐待等と疑われる事案を含む）の防止対策が講じられており、有事の際には適切な対応がとれる体制であるか。	—	20
合計		100	200

8. 応募手続き等

(1) 受付日時

令和6年3月18日(月)から6月14日(金)まで（閉庁日除く）

（受付時間は午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで）

(2) 受付場所

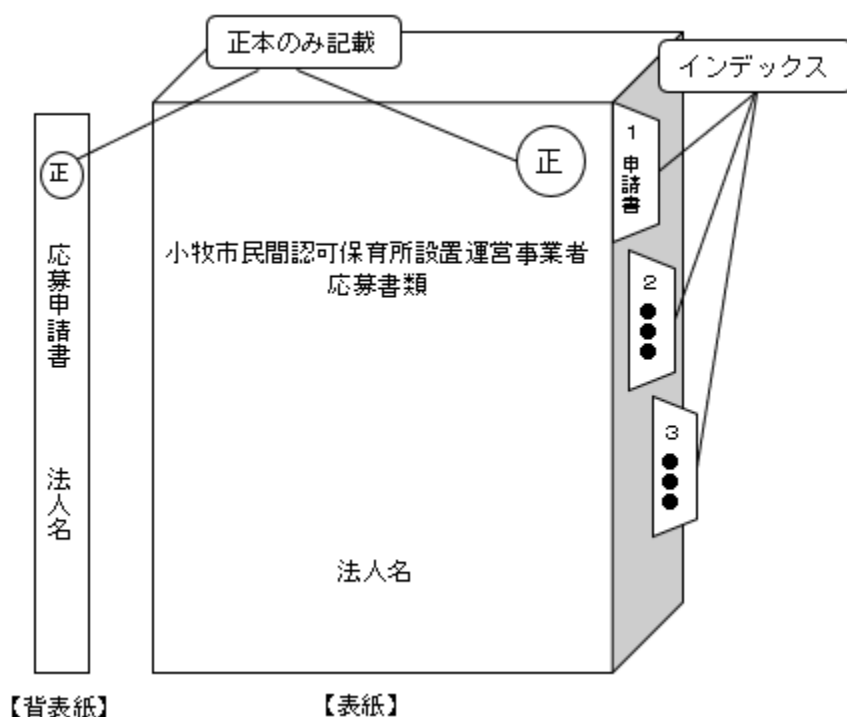
小牧市役所本庁舎2階 こども未来部 幼児教育・保育課

(3) 提出書類等

提出書類は、別紙2の提出書類一覧のとおりとします。各様式については、市ホームページからダウンロードしてください。

提出部数は14部（正本1部、副本13部）とします。また、提出書類のPDFデータを光学ディスク（CD-R）に保存したものを1部提出してください。

提出書類一覧の番号9及び番号10の書類はA3判片面印刷、それ以外は原則A4判両面印刷とし、提出書類一覧の番号順に並べ、下図のとおりインデックスを付け、フラットファイルに綴じて提出してください。



(4) 提出方法

あらかじめ幼児教育・保育課（担当：加藤）に電話連絡して書類の提出日時を調整した上、受付場所に書類を持参してください。郵送による提出は認めません。

(5) 質問・回答

質問は、令和6年3月25日（月）から4月12日（金）まで受け付けます。質問を様式9に簡潔にまとめ、電子メールで提出してください。メールの件名は「民間保育所公募の質問」としてください。送信先アドレスは「10. 問合せ先」に記載のとおりです。

質問に対する回答は、令和6年4月22日（月）に市ホームページで公表します。

(6) 注意事項

- ア 提出された書類は返却しません。
- イ 書類提出後は、本市から指示があった場合を除き、書類の追加提出や差し替えは認めません。
- ウ 提出書類は、審査・選定に関する公表、出版その他市が必要と認める場合は無償で一部又は全部を使用できるものとします。
- エ 提出された書類は、小牧市情報公開条例（平成 12 年小牧市条例第 39 号）の開示請求の対象となります。

9. 留意事項

- (1) 次のいずれかに該当するときは、失格とします。
 - ア 応募資格があることを確認された者が第 2 次審査の結果が公表されるまでの間に「3. 応募資格・条件」に掲げる事項を満たさなくなったとき。
 - イ 提出書類に重大な不備や虚偽の記載があると認められるとき。
 - ウ 本要項の公表日から第 2 次審査の結果が公表される日までの間において、委員会委員、本市幼児教育・保育課の職員その他関係職員に直接、間接を問わず接触したとき（本要項に定める手続きは除く。）。
 - エ 上記の他、本市が失格とすることが妥当であると判断したとき。
- (2) 最適者または次点者に選定された場合でも、次のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことがあります。
 - ア 保育所整備の遅延、保育士等の人員確保が見込めない等の理由により開園予定日までに入所児童の受け入れが困難であると認められるとき。
 - イ 事前に本市の承諾を得ずに配置計画等の提案内容を変更したとき（本市が軽微な事項と認めるものは除く。）。
 - ウ 上記の他、本市が選定を取り消すことが妥当であると判断したとき。
- (3) 保育所の整備・運営にあたっては、地元区（間々原区）や近隣住民に保育事業計画等の住民説明会を実施する等、自治会等の意見・要望等を受けとめ、保育事業計画等に反映するように努めてください。
特に、駐車場に関しては、地元区（間々原区）の使用に配慮する必要があるため、十分に調整してください。
- (4) 本応募に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

10. 問合せ先

小牧市堀の内三丁目 1 番地

小牧市役所 2 階 こども未来部 幼児教育・保育課（担当：加藤）
電話：0568-76-1130 メール：hoiku@city.komaki.lg.jp